



平成 20 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ダ マ ツ
代表者の役職氏名 代表取締役 貞松 隆 弥
社 長
(J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6)
問い合わせ先 執 行 役 員 磯 野 紘 一
管 理 部 長
電 話 番 号 0 3 - 5 7 6 8 - 9 9 5 7

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 15 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、役員退職慰労引当金を全額取り崩し特別利益に計上することといたしましたが、今般、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、本日開催の取締役会において、取締役および監査役の報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的に、取締役および監査役(社外監査役を除く。)に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成 20 年 11 月 26 日開催予定の当社定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

株式報酬型ストックオプション制度の概要

役員報酬体系の見直しに伴い、取締役および監査役に対し、株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストックオプションを割り当てます。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

取締役については当社普通株式 21 万株、監査役(社外監査役を除く。)については当社普通株式 2 万株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1,000 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

取締役については210個、監査役(社外監査役を除く。)については20個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以 上